FD・SD研修会

１．教職課程の変更届について

２．課程認定等に使用する「教育研究業績書」の書き方について

2021年3月12日

You,
Unlimited

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

1. 教職課程の変更届について

（1）届出が必要な場合

（2）届出の書類

（3）どの学年の変更届が必要か

（4）変更届新旧対照表の作成数

（5）書類の提出時期

（6）新旧対照表作成にあたっての注意点

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（1）届出が必要な場合

■授業科目関係の変更

①新設、②廃止、③単位数、④履修方法

■教員関係の変更

①担当に専任教員を追加

②兼担教員or兼任教員から専任教員に担当を変更する

③専任教員を担当から外す

④専任教員から兼担教員or兼任教員に担当を変更する

⑤専任教員の職位の変更

⑥専任教員の氏名変更

翌年度はたまたま担当しないだけというのは変更に該当しない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

変更届様式

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	ＦＡＸ番号			
		e-mail			

	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
教育課程を変更する学科等	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	

施行規則に定める科目区分等			新							旧					変更内容等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概論	2		高（地歴）	同	○○○○教授		日本史概論	2		○○○○教授		
			外国史概論	2		高（地歴）	同	（○○○○教授）		外国史概論	2		（○○○○教授）		
			日本史Ⅰ	2				（○○○○教授）		日本史Ⅰ	2		（○○○○教授）		
			・・・・・・		2					・・・・・・		2			
										・・・・・・		2	（○○○○教授）		廃止
		地理学（地誌を含む。）	地理学概論	2		高（地歴）	同			地理学概論	2				
			地誌	2		高（地歴）	同			地誌	2				
			自然地理学	2						自然地理学	2				
			人文地理学	2						人文地理学	2				
			・・・・・・		2					・・・・・・		2			
		「法律学、政治学」	法律学概論	2		高（公民）	同	○○○○准教授		法律学	2		○○○○准教授		名称変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）	いずれか１科目選択必修	・・・・・・		2	（○○○○准教授）		履修方法変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）		・・・・・・		2	（○○○○准教授）		履修方法変更
		「社会学、経済学」	社会学概論	2		高（公民）	同	○○○○助教		社会学概論	2		○○○○助教		
			経済学概論	2		高（公民）	同	（○○○○助教）		経済学概論	2		（○○○○助教）		
			・・・・・・		2			（○○○○助教）		・・・・・・		2	（○○○○助教）		
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4		高（公民）	同	××××講師		哲学	2		××××助教		単位数変更 職位変更
			・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2	（××××助教）		職位変更
			・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2	（××××助教）		職位変更
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目														
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会科教育法Ⅰ	2		高（地歴）	他	××××講師		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		○○○○准教授		名称変更
			社会科教育法Ⅱ	2		高（地歴）	他			社会科教育法Ⅱ	2				別の専任教員へ変更
			社会科教育法Ⅲ	2		高（公民）	他			社会科・公民科教育法Ⅲ	2				名称変更
			社会科教育法Ⅳ	2		高（公民）	他			社会科教育法Ⅳ	2				

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）○○単位／（旧）○○単位

・教員の免許状取得のための選択科目　（新）○○単位／（旧）○○単位

●専任教員数（教科に関する専門的事項）　（新）○人／（旧）○人

●必要専任教員数（教科に関する専門的事項）　４人

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

実地視察報告書より

○　教育職員免許法施行規則第21条第2項に定めるとおり、教職課程の認定を受けた大学の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣へ届け出る必要がある。しかしながら、長期間に渡って変更届の提出がされていない課程が複数あること、提出済の変更届において記入誤りが多くあることが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

○　平成23年度（今春）に認定を受けているにもかかわらず、すでに専任教員が変わっている科目があった。やむを得ない事情であったとしても、変更の事由があった際に文部科学省に届け出ること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（2）届出の書類

■どの変更についても必要

①かがみ

②変更内容一覧表

③理由書（様式任意）

④新旧対照表

■変更内容に応じて必要

①シラバス・・・新設の場合は必ず必要。単位数・履修方法の変更の場合は授業内容に変更がある場合のみ必要。

②履歴書・教育研究業績書・・・教職専門科目・特別支援教育に関する科目に専任教員の追加・変更の場合のみ必要。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

(3)どの学年の変更届が必要か

学生の在学状況〈4年制大学〉(2021年度時点)

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
課程	旧課程					新課程		
学年	8	7	6	5	4	3	2	1

芸術学科

こども　発達学科

2021年度に確実に在学する学生

この学生が離籍するまで変更届は必要

新課程:授業科目関係・教員関係の変更があった場合は届出が必要(ただし、取下届を提出した課程については不要)。

旧課程:授業科目関係の変更があった場合のみ届出が必要(ただし、取下届を提出した課程については不要)。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（4）変更届新旧対照表の作成数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
課程	旧課程					新課程		
学年	8	7	6	5	4	3	2	1

■新課程と旧課程それぞれ、カリキュラムが1つしかない場合は、新課程、旧課程の変更届はそれぞれ1パターンを作成する。

■カリキュラムが次のように分かれている場合はその数だけ変更届を作成する。ただし、教員関係の変更のみの場合であれば旧課程の届出は不要。

①2014～2016年度、②2017・2018年度、③2019・2020年度、④2021年度

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（5）書類の提出時期

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

（免許法施行規則第２１条第２項）

→年度初め・学期初めから変更することが一般的なので、前年度末・新学期前に提出する。期中での専任教員の退職等による変更が生じたときは随時提出する。

→事前提出が法令の規定であるが、唯一の例外として教育実習特例により科目新設を行う場合は事後でもよいとされている。（2020/8/28事務連絡）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（6）新旧対照表作成にあたっての注意点

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

■授業科目関係

①最低修得単位数を下回っていないか。

②一般的包括的内容を含む科目・含む事項を含む科目（いわゆる必修科目・選択必修科目）が修得できる変更か。（たまに必修科目がなくなっている場合がある）

③科目開設ルールに反していないか（共通開設、他学科等開設の利用上限違反）

■教員関係

①必要最低教員数を下回っていないか。

②教授は1名配置されているか。

③共通開設できない課程・科目同士で専任教員の重複はないか。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

実地視察報告書より

○　平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。

○　教科に関する科目を担当する専任について、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回っている課程や、必ず1名以上置くこととしている専任「教授」が置かれていない課程があることから、それら課程については、早急に基準を満たすよう改善すること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

実地視察報告書より

○　専任教員は、教科に関する科目と教職に関する科目各々に同一教員を含めることはできないため、確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。

○　認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないこととなっている。しかし、幼稚園及び小学校の教職課程について、当該課程を有する学科等とは別の学科等に在籍する教員を専任教員として位置付けているように見受けられた。確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

２. 課程認定等に使用する「教育研究業績書の書き方について

（１）様式

（２）教員審査の基準

（３）記載できる業績

（４）Ｑ＆Ａ

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（1）様式

②教育研究業績書

平成〇〇年〇月〇〇日
氏名　〇　〇　〇　〇　印

認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・　〇〇〇〇〇（　　） ・　〇〇〇〇〇（　　）	・　〇〇〇〇〇（　　） ・　〇〇〇〇〇（　　）	・　〇〇〇〇〇（　　） ・　〇〇〇〇〇（　　）	・　〇〇〇〇〇（　　） ・　〇〇〇〇〇（　　）

教育上の能力に関する事項		
事項	年　月	概要
1　教育方法の実践例		
2　作成した教科書・教材		
3　教育上の能力に関する大学等の評価		
4　実務の経験を有する者についての特記事項		
5　その他		

職務上の実績に関する事項		
事項	年　月	概要
1　資格，免許		
2　学校現場等での実務経験		
3　実務の経験を有する者についての特記事項		
4　その他		

様式の上限は両面3枚までに限定されている。

フォントの目安は10.5～12

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（1）様式

担当授業科目に関する研究業績等					
担当授業科目	著書、学術論文等の名称	単著共著の別	発行年月	出版社又は発行雑誌等の名称	概　要
○○○○	（著書） 1．○○○○ （学術論文等） 1．△△△△ （教育実践記録等） 1．□□□□	単 共 単	平成○○年○月 平成○○年○月 平成○○年○月	○○○ （○○ページ） △△△ （○○ページ） □□□ （○○ページ）	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△。（pp:○○～○○） 著者：○○○○、△△△△ □□□□□□□□□□□□□□□□。 （pp:○○～○○）
○○○○	（著書） 1．○○○○ （その他） 1．◇◇◇◇	単 共	平成○○年○月 平成○○年○月	○○○ （○○頁） ◇◇◇ （◇◇頁）	（再掲のため、略） ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇。 （共同研究につき抽出不可：◇◇について執筆） 著者：○○○○、△△△△

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

(2)教員審査の基準

■教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)

3(3)教育課程、教員組織(免許状の種類に関わらず共通)

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

■教職課程認定審査の確認事項(平成13年7月19日課程認定委員会決定)

3 教員組織関係

担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（2）教員審査の基準

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

（平成23年3月9日　課程認定委員会決定）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1．基本的な考え方

○　認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。《以下略》

○　単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全くない場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（2）教員審査の基準

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○　教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○　上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（3）記載できる業績

1．過去10年以内（2021年3月申請の場合、2011年4月から提出日）の間に公刊されたもの。

2．教育研究業績書作成日以降に発行予定の業績については記載できない（論文として発表済であっても、未刊行の場合は記載できない。）。

3．業績の区分

①著書、②学術論文等、③教育実践記録等、④その他

「著書・学術論文等の名称」欄に記載する区分は（著書）（学術論文等）（教育実践記録等）（その他）のみであるため、（学会発表）や（報告書）（講演）（研修資料）などの区分を独自で作成してはいけないことになっている。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（3）記載できる業績

（著書）出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍

（学術論文等）国際学術雑誌、学会機関誌、研究報告等に学術論文として発表している論文等

（教育実践記録等）大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの（いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等）

（その他）担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されている研究業績

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（3）記載できる業績

〇共同研究などにより、本人の執筆部分が抽出不可能な場合は、執筆ページ数欄にカッコ書きで（抽出不可）と記載（当該業績の総ページ数の記載も必要）した上で、概要欄にカッコ書きで当該業績における執筆箇所の内容を具体的に記載（当該業績全体の概要の記載も必要）することになる。

※「データ分析を担当」「議論に参加」「全体を統括」「執筆に関与」などの記載では執筆の有無が判別できないため、必ず本人が執筆していることが明確になるように記載しなければならないことになっている。

〇 一方、共同研究などであっても本人の執筆ページ数が明確に区別できる場合は、（抽出不可）とせず、執筆ページ数欄に本人の執筆ページ数の合計を記載（当該業績の総ページ数の記載も必要）することになる。

※掲載箇所（ページ番号）ではなく、ページ数の合計を記載する。

× pp:10～20（30） 〇 10（30）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（4）Q&A

①論文の本数（No.98）

Q　活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。

A　論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。

②執筆分量（No.97）

Q　活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。

A　業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が1桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

③活字業績の取り扱い1（No.101）

Q　自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、（著書）の「活字業績」として扱ってよいか。

A　出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ（著書）として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は（著書）として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「２ 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

④活字業績の取り扱い2（No.98）

Q　授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。

A　広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（4）Q&A

④活字業績の取り扱い3（No.96）

Q　音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。

A　演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。

⑤活字業績の取り扱い4（No.99）

Q　学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。

A　活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

（4）Q&A

⑥職務上の実績に関する事項1（No.107）

Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。

A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。

⑦職務上の実績に関する事項2（No.106）

Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。

A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

実地視察報告書より

○　研究領域が異なる授業科目を多数担当している教員が見受けられた。教員自身の過重な負担はもとより、専門性確保の観点から、教員の研究分野及び研究業績と担当する教職課程の授業内容に齟齬がないかどうかを再度御確認いただきたい。

○　教員の研究分野及び研究実績と担当する教職課程の授業科目の内容に齟齬が生じているものがある。特に教職課程が認定された後に授業科目の担当を変更する場合は、各大学において、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）の各授業科目の内容を教授可能な業績を有しているか否かを丁寧に審査した上で、当該科目の担当とすること。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.